



Title	大宋屏風と馬形障子
Author(s)	金子, 岳史
Citation	待兼山論叢. 美学篇. 2006, 40, p. 21-44
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/8158
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

大宋屏風と馬形障子

金子 岳 史

はじめに

平安時代の内裏には、「馬形屏風」や「馬形障子」、あるいは唐人騎馬打毬を描いた「大宋屏風」といった、馬を主題にした障屏画が存在した。しかし、これらの障屏画の図様を直接現代に伝える遺品はなく、その様子を知る手だては、ほぼ文献史料からの推測によるしかない。

大宋屏風や馬形障子について詳しく触れた先行研究も、江戸時代後期の故実家である裏松固禪が編纂した「大内裏図考證」と、一九四六年に家永三郎氏によって著された「上代倭絵全史」における記述以上のもものは、それ以後の研究では見られない。しかもこの二つの研究は、かなり精密な考察が行われているのは疑うべくもないが、あくまで膨大な考察対象の一つとして、大宋屏風や馬形障子を扱っている。したがって、特定の障屏画主題に焦点を当てて詳細に考証すれば、補強あるいは訂正できる部分も少なくはないと思われる。

21 さて、室町時代から江戸時代初期にかけて、厩図・牧馬図・調馬図といった、馬を主題にした障屏画が盛んに描

かれた。その中でとくに厩図屏風の研究では、その淵源に馬形屏風や馬形障子を想定する論考もある。⁽¹⁾ たしかに、ある絵画主題の発生を考える場合、そこには何かしらの淵源が存在するという観点が大前提となろう。だが、肝心の馬形屏風や馬形障子の実態が明らかでない以上、想像の産物に推論を重ねる結果となるにすぎない。したがって、厩図屏風の研究に際しても、まずはこれらの平安期の障屏画の実態について考察することが先決であると考えられる。もちろん、本稿によって中世における大宋屏風と馬形障子の実態がすべて解明されるわけではない。しかしながら、今現在我々が目にするのできる史料から、これらに関する記述を拾い上げて整理し、そこからなるべく妥当な形での推論を行なうことにより、少しでも当時の実態に迫ろうというのが、本稿の目的である。

一、大宋屏風

大江匡房（一〇四一〜一一二一）の『江家次第』には、大宋屏風が頻出する【表1】（なお表中の①〜④は、同一の行事に複数回登場する場合に、分類のため便宜上付した）。また他の日記類を見ていくと、宮中の年中行事を中心に、「ハレ」の場を荘厳する屏風として頻繁に用いられたことがわかる【表2】。

『大内裏図考證』の大宋屏風の項では、まず次のように記され、その後『江家次第』等の史料の引用が続く。

大宋屏風即打球 年中行事畫、賭弓圖、二枚之内初一枚繪唐人步行打球、一枚一人、一帖六人、第二枚畫唐人馬上打球、一枚一人、一帖六騎也、步騎共持打球杖、屏風押木黒縁、紺地文白菱、裏青、同縁、紺地文白菱。

いま、『年中行事絵巻』の模本を見てみると、紫宸殿南庭の弓馬における賭弓の場面で、確かにそれらしき屏風

【表1】「江家次第」にみられる大宋屏風の記述

巻	行事	場所	用法など
一	四方祥	清凉殿	明記していないが、おそらく屏風八帖で囲み、その内 で天皇が儀式を行うと思われる。
一	元日宴會	紫宸殿	御簾内の御帳東に立てる。(天皇が出御しないとき)
八	信濃御馬御覽	紫宸殿	御帳北東約五尺から北障子にかけて西面して一帖立 て、御帳西北の北障子から南へ約五尺のところか 西へ二間分通障子を立、西第一間東柱下から南へ三 帖東向きに並べて立てる。
八	上野御馬御覽	紫宸殿	北障子と大宋屏風二帖で囲み、粧物所とする。
八	轉藏茶度殿内 論義	紫宸殿	御簾の内に、北障子から七尺離れるところから西向立 て、南北にかけて立てる。御帳前三間分、南面して立 てる。その西端から南北にかけて立てる。
八	相撲召仰	紫宸殿	東第一間の南側に立て廻らす。
五	許年船奉幣	小安殿 側馬道西	馬道の西四間に立てた衝立障子の西辺から、北壁に向 かって立てる。
三	御素會	紫宸殿	御簾内の御帳東に立てる。(物忌のとき)
二	七日節會	紫宸殿	(元日宴會) ③に同じ。
		紫宸殿	(元日宴會) ①に同じ。
		紫宸殿	(元日宴會) ②に同じ。
		紫宸殿	(元日宴會) ③に同じ。
		紫宸殿	東・南・西に御簾を懸け廻らし、東の御簾に大宋屏風 を添える。(物忌で出御できないとき)
		紫宸殿	御簾内の御帳東に立てる。(物忌のとき)
		紫宸殿	東第一間の南側に立て廻らす。
		紫宸殿	馬道の西四間に立てた衝立障子の西辺から、北壁に向 かって立てる。
		紫宸殿	東第一間の南側に立て廻らす。
		紫宸殿	東方に懸けたの御簾の西側に五尺漢書屏風を立てるが、 漢書屏風が無い場合は、大宋屏風を立てる。
		紫宸殿	立て廻らせて粧物所とする。
		紫宸殿	母屋西壁の下に長さ三枚を敷き、北障子から漢書屏風 を二帖立てるが、近例では大宋屏風を立てることもあ る。
		仁壽殿	大床子の背後に立てる。
		紫宸殿	御簾の内に、北障子から七尺離れるところから西向立 て、南北にかけて立てる。御帳前三間分、南面して立 てる。その西端から南北にかけて立てる。
		紫宸殿	(轉藏茶度殿内論義) に同じ。
		紫宸殿	北障子と大宋屏風二帖で囲み、粧物所とする。
		小安殿	小安殿馬道内に立てる。

九	射場始	射場殿	御座の背後、廊柱の内に東向きに立てる。
		清凉殿	清凉殿を大宋屏風で囲み、粧物所とする。
十	五節帳裏試	東廂殿	御椅子を立て、大宋屏風を立て廻らし、女房候所とす る。母屋に御簾を懸け、その中で御帳の東に立てる。(天 皇が出御しないとき)
十	新嘗祭	紫宸殿	(元日宴會) ②に同じ。
		紫宸殿	(元日宴會) ③に同じ。
十一	荷前事	宣陽殿	(南第三間に輕帳一宇を立て) その西北に四帖、西の 額間と南間にわたって二帖を東向きに立てる。
十一	内侍所御神業	温明殿	南第二間の神座前に立て廻らす。
十一	齋王群行	大極殿	訪御座の背後に墨谷屏風を立てるが、「近例」では大 宋屏風も立てる。
		大極殿	東戸間母屋内に設けられた高土の御座の後ろに、「近例」 では山水屏風とともに立てる。
十三	大極殿臨時仁 王會儀	大極殿	執柄人が参入したときに、板敷を敷き、休幕と為し、 高松軟障を引き、大宋屏風を立てる。
十四	建礼門行幸	北登廊	北屋中央に輕帳を立て、その内に東西北に二帖立て廻 らす。輕帳の東南角に二帖、北屋北西北角に二帖立て 廻らす。
十七	御元服	建礼門	御帳の北東と北西に一帖ずつ立てる。
十七	立太子事	紫宸殿	御帳の北西北に二帖立て廻らし、粧物所とする。
十七	東宮御元服	紫宸殿	御帳北東の北西北に二帖立て廻らし、西向きを立てる。
		紫宸殿	御帳北障子後ろの西間に、東西に大宋屏風で囲み、粧 物所とする。
		紫宸殿	東頭障子下から、南に二帖並べる。
		紫宸殿	北廂第一二間に皇太子の着替え場所とし、西柱のあ たりから西向きに一帖を立てる。
十九	陸奥交易御馬 御覽	紫宸殿	南廂西第四間に「御座の背後に二帖立てる。」「西宮 記」では馬形障子を立てる」との注釈あり。
二十	任大臣	紫宸殿	南廂の御座のそばから北へ、西向きに立てる。南柱南 面四間にわたって、南向きに二帖を立てる。北障子の北西北角に 北障子に附して立て廻らし、粧物所とする。

【表2】(続き)

58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39
三長記	三長記	三長記	要録	玉葉	玉葉	吉記	山槐記	兵範記	兵範記	兵範記	兵範記	兵範記	兵範記	兵範記	兵範記	兵範記	兵範記	兵範記	兵範記
建久八年二月	建久六年六月	建久六年六月	建久六年三月	建久六年一月	文治三年九月十八日	兼和元年四月三日	四承四年四月三日	嘉応元年一月二日	嘉応元年一月九日	仁安三年二月九日	仁安三年二月四日	仁安三年二月三日	仁安三年二月三日	仁安三年二月三日	仁安三年一月八日	仁安三年一月八日	仁安三年一月八日	仁安三年一月八日	仁安三年一月九日
一一九七	一一九五	一一九五	一一九五	一一九一	一一八七	一一八一	一一八〇	一一六九	一一六八	一一六八	一一六八	一一六八	一一六八	一一六八	一一六八	一一六八	一一六八	一一六八	一一六八
朝観行幸	弓場始	仁大臣節会	東大寺供養	豊明節会か	斎宮群行	仁王経誦			伊勢勅使発	伊勢奉幣	節会	大嘗会巳日	大嘗会巳日	大嘗会巳日	大嘗会巳日	大嘗会巳日	法住寺殿朝	鏡行	賭弓
三条鳥丸	射場殿	紫宸殿	東大寺	紫宸殿か	朝所	内教坊	紫宸殿か		紫宸殿	紫宸殿	小安殿	大極殿	大極殿	弘徽殿か	小安殿	紫宸殿	法住寺殿	中門廊	弓場殿
	欄の西北二方に立てる。	御帳の西北に立て廻らし、装物所にする。	御帳の西北に立て廻らし、装物所にする。	御座の東西北三面に立て廻らす。	母屋の中間に御座を設け、座の東西北三方に大宋屏風を立てる。高麗端の畳二帖を敷き、その上に同端半畳を敷いて御座とし、大宋屏風三帖を立てる。	豊代に立て廻らす。	北西三間から北壁に沿って、東西二間に立て廻らす。	南庇東間の東西三方に二帖立て廻らす。	南庇東第一間に二帖立て廻らす。	南庇東第一間に二帖立て廻らす。	大床子の西北二面に立てる。	軟障内の御帳東間に、東西に大宋屏風を各二帖立てる。	軟障内の御帳東間に、東西に大宋屏風を各二帖立てる。	東條庇に立て廻らし、御座を設ける。	帖を立て廻らす。	馬道東掖間壁下に、東西北西に三帖を立て廻らす。	北庇に立て廻らす。	百子張の南西北に六帖を立て廻らす。	百子張の南西北に六帖を立て廻らす。
77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	
殿層	小右記	実陳公記	永享九年一月一日行幸	元日節会	花園大星	(同右)	後深草院	後深草院	別記	勤仲記	吉統記	四屋開	経後殿	顯朝朝記	民経記	民経記	東宮御元	猪俣開	
天仁二年九月六日	万寿元年九月九日	文明八年一月一日	永享九年一月一日	正和二年二月六日	正和二年二月六日	(同右)	嘉元二年七月七日	嘉元二年七月七日	正応五年九月五日	弘安九年七月二日	文永八年七月八日	建長三年一月三日	建長三年一月三日	寛元四年五月四日	貞永元年一月一日	寛喜三年八月三日	承元二年二月五日	建仁二年一月一日	
一一〇九	一一〇四	一一七八	一一三七	一一四一〇	一一三三	(同右)	一一〇四	一一〇四	一一九二	一一八六	一一七一	一一五一	一一五三	一一四六	一一三三	一一三二	一一〇八	一一〇二	
行幸	高橋院競馬	元日四方拜	室町殿行幸	元日節会	仁大臣節会	(同右)	鐙行	鐙行	鐙行	中門廊	伊勢奉幣	旬儀	元服	後深草天皇	尊皇王法	伊勢勅使	東宮元服	朔日冬至	
		寝殿南庭	殿	紫宸殿	紫宸殿	持仏堂	上	持仏堂	持仏堂	持仏堂	中門廊	紫宸殿	紫宸殿	后御所	仁壽殿	清原殿	紫宸殿	紫宸殿	
		御屏風を四帖立て廻らすうちの二帖が大宋屏風。	北の間に御座を設け、大床子を配置し、その後の立てる。西障子の第一二間に、南面したてて、西障子に副えて五帖立てる。	北の間に御座の後代を敷いて、その上に御座を立て、その後一帖立て廻らす。	御帳の東西に立てる。	天皇の席に立て廻らす。	南向に立て廻らす。	南向に立て廻らす。	南向に立て廻らす。	東面を敷いて、御座を敷き、大宋屏風を立て廻らす。	東面を敷いて、御座を敷き、大宋屏風を立て廻らす。	東面を敷いて、御座を敷き、大宋屏風を立て廻らす。	御帳の東西それぞれ七八尺離れたところに一帖ずつ立てる。	御帳の東北と西北に一帖ずつ立てる。	南面西第一間に御座を設けて大宋屏風を立てる。	北庇に二帖立て、装物所とする。	北庇に二帖立て、装物所とする。	御帳東北に一帖立てる。	

が描かれている。描かれた空間は同一であるにもかかわらず、射手の奏上の場面には歩行の人物図の屏風、賭弓が行われている場面では騎馬人物図の屏風と、それぞれ描き分けられている。

ところで、現在清涼殿の夜御殿において、昼の御座の周圍に立廻している大宋屏風は、安政二年（一八五五）の内裏造宮の際に、あわせて製作されたものとされている。⁽²⁾安政度造宮の内裏は、寛政元年（一七八九）に造宮された内裏の焼失後、忠実に復原造宮されたものである。したがって、現在残っている大宋屏風も、寛政期のものをもとに描かれたと考えられる。

寛政期の内裏造宮においては、老中松平定信により平安当時の殿舎を再生することが試みられた。その復古造宮に際して時代考証を担当したのが、『大内裏図考證』を記した裏松固禪なのである。つまり、寛政期に描かれた大宋屏風は、『大内裏図考證』に記載されたように、『年中行事絵巻』の画中画から取材し復元する形で製作されたのではないかと思われる。⁽³⁾

また『大内裏図考證』において、大宋屏風の次に「馬形屏風」の項があり、その冒頭には、「馬形屏風按即大宋屏風」と、それが大宋屏風のことであるという固禪の見解が記されている。たしかに『左経記』寛仁元年（一一〇一七）と万寿三年（一一〇二八）における陸奥交易御馬御覽の記事をみると、馬形屏風と大宋屏風が同様の用法で立てられており、⁽⁴⁾両者が同一のものである可能性が高いと考えられる。

次に、『上代倭絵全史』の記述を追っておこう。その中で家永氏は以下のように論じている。⁽⁵⁾

まず大宋屏風の字義について、普通には「大宋」を正字として趙宋の国名に由来するものというそれまでの推測に対し、⁽⁶⁾北宋が成立する以前の、天慶九年（九四六）四月二〇日に「太宗屏風二帖」を立てたという記録（『即位

部類記」・【表2】(1)の存在から、それは「全く崩壊せざるを得ない」とし、「太宗」を正字として、打毬を好んだとされる唐太宗(李世民)あたりに結びつくのではないかと推測する。

また、大宋屏風の図様について記された史料は、室町時代に一条兼良が唐人打毬を描いたものと説いた「江次第抄」や「代始和抄」のみである。⁽⁷⁾したがって家永氏は、上代の大宋屏風が打毬図であることを直接的に裏付ける証拠はないとしながらも、打毬屏風と大宋屏風が併載される史料がないことが、「或は両者の同一なることの消極的証拠とも解せられよう」と、やや慎重な言い回しで見解を述べている。さらに、大宋屏風が朝廷儀礼の場で頻繁に使用された理由として、「ことに唐人が描かれていることによつて『からゑの心ち』がしたと云ふ嚴肅な朝儀の場所をかざるに適切な画屏として、最も多く使用されたのである」としている。

まず、上代の大宋屏風が、家永氏がいうように本来に打毬図であったか否かであるが、これについては、平安期に比べ文獻に見られる頻度は少なくなるものの、室町時代にまで大宋屏風の使用例が継続して見られる【表2】。この間に大宋屏風の図様が突然変更されたとは考え難い。つまり室町時代において、故実家でもあった一条兼良が記した先述の史料が誤っている可能性は、極めて低いといつてよいだろう。

さらに、家永氏も提示しているが、大江匡房が記した「江談抄」第二の「諸御屏風等有其員事」には、「又云、諸御屏風等有其数。所謂漢書、打毬、坤元録、変相図、賢聖、山水等御屏風等之類是也。随時立之。委事見装束司記文歟」という記述がある。匡房は「江家次第」の筆者でもあるが、そこには打毬屏風の名は登場せず、代わりに大宋屏風は頻出する。その匡房が、「江談抄」のこの文脈で大宋屏風を挙げないのは不自然であるから、やはり大宋屏風は打毬屏風であつたはずである。⁽⁸⁾

太宗と打毬の関係については、古代中国における打毬の詳細について論じた福本雅一氏の論稿が参考になる。⁹⁾ 福本氏は、唐初から打毬が急に流行するようになったことを指摘し、その理由として、鎧の使用・重装騎兵の廃止・馬政の充実という三点の要因により、この時期初めて、軽装で俊敏な良馬を自在に操るといふことが可能になったからと分析する。そしてそれを推し進めたのが、時代的に考えても唐太宗の李世民と考えられるのである。¹⁰⁾ つまり、家永氏の指摘する以上に、唐太宗と打毬の関係は深くかつ具体的なのである。それに因んで、打毬図の屏風に太宗・屏風の名が付けられたのではなからうか。あるいは、唐太宗に由来するといわれた打毬図の屏風が、舶載されて伝わったのかもしれない。いずれにしても、大宋屏風の正字は「太宗」であり、それが唐太宗に由来するという蓋然性はきわめて高いと思われる。

なお、唐代における打毬の様子を伝える絵画として、神龍二年（七〇六）の章懐太子墓・墓道西壁「図一」や、景雲一年（七一〇）の節愍太子墓・墓道西壁に描かれた「馬毬図」があり、大宋屏風の図様の源流を、これらの壁画に垣間見ることができよう。

【表一】と【表二】を見渡すと、節会・相撲・賭弓・御馬御覧・元服・即位など、大宋屏風は実に様々な儀礼で用いられたことがわかる。御座や大床子といった貴人の席の背後に、あるいは御帳の東西に立てるなど、場の荘厳のために使われることが多かったようだ。¹¹⁾

ところで、家永氏は、近世の文献である『楽家録』巻一において、¹²⁾「大宋屏風表裏共白張、有薄彩色押絵、其畫唐人乘馬弓而射翔鳥之図也」と記されることから、大宋屏風の図様が、近世に至り変化して別のものになったと推測している。

これについては、「大宋御屏風画」という縮図が参考になろう〔図2〕⁽¹³⁾。ここには「射翔鳥」という情景こそ見られないが、各々打毬杖ではなく弓を持っている。この「大宋御屏風画」には次のような奥書がある。

安永三年九月今度ノ内侍所御修復ニ付御遷宮後從禁中被進ノ大宋御屏風一雙仕立例之通り行事官調進ノ押畫十二枚古圖ヲ以被相頼初テ認左傳奏衆ノヨリ御内意ニ而記相頼言趣也ノ

△印之分十二枚認也 右近將監光貞

安永三年（一七七四）、土佐光貞によってこの図様の大宋屏風が描かれたことがわかる。応仁の乱以降、宮中の儀式が長く途絶えたと、大宋屏風の図様の伝承も断絶したのである。そして近世に入り宮中の儀式が徐々に再興されると、大宋屏風は、断片的な口伝などによる情報をもとに、ほとんど想像的に復元されたのではなからうか。

以上の考察をまとめておこう。大宋屏風は、その名称が本来唐太宗に由来する「太宗屏風」であり、また朝廷儀礼の「ハレ」の空間を荘嚴する「唐絵」として重要な調度品であった。そして、上代の大宋屏風は唐人打毬図であったが、近世に至って弓を持つ形へと変化し、その後固禪の故実研究により、再び打毬杖を持った打毬図に戻ったと考えられる。⁽¹⁴⁾

二、馬形障子

29 つづいて、「馬形屏風」や「大宋屏風」などと並んで論じられてきた馬を主題とした宮中の障子、「馬形障子」について検討してみたい。「馬形障子」について比較的詳しく記述され、かつ引用頻度の高い文献として、「古今著聞

集「禁秘抄」「禁腋秘抄」がある。これらの史料から、不明確ながら、等しく「馬形障子」と呼ばれていても、複数の図様があり、「渡殿」「台盤所」「朝餉間」といった複数の場所に立てられていたこと、その中には衝立障子も含まれていたことがわかる。

(一) その基本史料

たとえば、建長六年(一二五四)成立の『古今著聞集』には次のように記される。なお、馬形障子の記述に二重線、その立てられた場所に二重線を引いた。

・ 卷十一「畫圖」 三八四 紫宸殿賢聖障子並びに清涼殿等の障子畫の事

(前略) 一條院以往に被書たるとこそ。大かた清涼殿の唐絵にも、みな書ならはせる事ども侍り。渡殿に、はね馬よせ馬の障子を立て、又おなじ渡殿の北邊朝がれの前に、馬形の障子侍り。(後略)⁽¹⁵⁾

この記事を素直に読めば、渡殿に「はね馬よせ馬の障子」があり、渡殿と朝餉の間の境に「馬形の障子」がある
と理解できる。

また、順徳天皇(一一九七—一二四二)著の故実書である「禁秘抄」には次のように記される。

「渡殿」

二行。各二疊。敷黄端。公脚在殿上之日。不論花族諸家非色又着之。不然之時。可然之人着之。北副高欄立布

障子二間。立柱付畫打毯。向下戸。横女官戸路通立障子。馬形、號波、欄馬也。(後略)

〔臺盤所〕

三間北間。朝餉敷黄端疊。東倚子其南女房簡。入袋。辛朱棣臺盤上有御棚。二層火横一。圍碁彈碁等同殿上。中間臺盤東黒柴厨子上置菓子等。其南立馬形障子。鬼間方奥一間出也。疊中并南間紫端。長押下二間。是渡廊籠也。南有格子二間。北遣戸一間部一間。雲木二間際程副北立馬形障子。西立布障子。其外號切簾。一間懸。遣戸御簾二間也。抑臺盤所東北障子到鬼間マデ和繪也。

〔朝餉〕

(前略) 臺盤所方障子和繪。御手水間方障子畫猫。後涼殿布障子如渡殿。無土居。立少柱打付。有如五節間院近代引馬用之時權之。繪也。是御事也。宗忠公記。打毯騎馬唐人_之由也。凡御調度等。近代時畫繪。白。又以白薄押畫繪。是無其謂。文只可在時議。堀川院御時。蒔桐竹。實壽簀子南立馬形障子。

ここでは、渡殿に「打毯」を描いた障子とともに、⁽¹⁶⁾「馬形、號波欄馬也」という障子があったようだ。なお後述するように、「禁秘抄」における「渡殿」と、さきの「古今著聞集」における「渡殿」は同一の渡殿ではない。また台盤所では、台盤の南に「馬形障子」が立てられており、「渡廊」の北側に沿って「馬形障子」が立てられている。さらに、朝餉間の簀子の南に「馬形障子」が立てられていたとされる。また、順徳天皇の御世には「引馬繪」⁽¹⁷⁾が描かれた布障子も存在したようだ。

そして、鎌倉時代に成立したと考えられている『禁赦秘抄』には、次のような記述がみられる。

下ノ戸ノ末ニ間渡殿ト云。黄縁ノ畳ヲ二行ニ敷テ。衝立障子ヲ立タリ。馬形ノ障子ト云。裏ニ打毬ヲカク。

(中略)

御椅子ノトヨリニヲチナゲシニ間アリ。布シトミ也。内ニ衝立障子有。馬カキタリ。南ノ簀子ニ馬形ノ障子ニツ。朝餉ノ向ニハ馬形ノ障子ヲタツ。衝立障子ニハ非木ヲ立テハサミタテタリ。

ここでは、渡殿の馬形障子が衝立障子であり、裏に打毬図が描かれていたことがわかる。また、「ヲチナゲシ」には「馬カキタリ」という馬形障子と、南の簀子に「馬形ノ障子」、朝餉間の向かいに「馬形ノ障子」が木に立てて挟んで立てられていたとある。

以上、馬形障子に関する基本史料の記述を確認した。以下、これらの史料における記述をもとに考察していきたい。

(二) その図様

前節で見てきたように、わずかではあるが、馬を主題とする障子の実際の図様がどのようであったかを推測する手がかりもある。まず、『古今著聞集』に「馬形の障子」と区別して「はね馬よせ馬の障子」と記されている障子があることや、『禁秘抄』で「馬形、波瀬馬と号する也」と記されている障子があることに注目したい。

「はね馬」「よせ馬」とは、それぞれどのような馬の図像であったのだろうか。残念ながら「よせ馬」について

は、手がかりがなく不明と言わざるを得ないが、「はね馬の障子」に該当すると思われるものは中世の文獻記録に散見される。

「はね馬」という名称は、文字通り「跳ねた馬」と解釈されがちであるが、⁽¹⁸⁾承平四年(九三四)頃に成立した『倭名抄』には、「驛馬 孫備日驛音字今案此間云波禰無馬 突悪馬也」とある。つまり「はねうま」は、ただ跳ねている馬だけでなく、驛馬(暴れ馬)一般を指すことが判る。この『倭名抄』や、さきの『禁秘抄』では、はね馬に「波禰」という字を充てているが、ほかに、「芝駕」「芝馬」という字を充てることもあったようである。

たとえば『民経記』仁治三年(一一四二)八月十三日条には、「手取藤昇殿上、出上戸至波殿、至芝馬障子下置祿、或懸之敷」と、「芝馬」の語が充てられている。「芝駕」は、「ほうが」と読み、「大漢和辞典」によると、「覆駕」「泛駕」とも書き、『日本国語大辞典』によると、「馬の気がはやって、常軌を脱すること」とされる。基本的には悍馬と近似した意味であり、「芝駕」を「はねうま」と読むようになったものと考えられる。

そうしてみると、今まであまりとり上げられたことのない史料だが、蔵人の職務に関する公事書である『侍中群要』第八には、⁽¹⁹⁾「被物令持従者参殿上口、自取御返事并持祿、懸臈昇了、藤落置零駕障子北方、自大盤所令通見云々」という記述があることが注目される。この「零駕障子」とは、まさしく「はね馬の障子」にほかならない。さらに『兵範記』では、「零馬障子」という表記を指摘できる。⁽²⁰⁾

もちろん、障子の名称だけでなく、実際の悍馬を「芝駕」「泛駕」と表した記録も散見される。そして興味深いことに、普通の馬と「はね馬」を区別した表記も見られるのである。

たとえば『小右記』長和二年(一一〇二)九月十六日条には、「左右馬寮各調泛駕二疋、於郭中置鞍騎、殊無泛

駕不異驚駘、騎者着胃打懸」という記述が見られる。ここでは、左右の馬寮が、それぞれ「泛駕」を二疋ずつ徵発したということである。徵発した馬がたまたま暴れて跳ね上がる馬だったのでなく、あえて「泛駕」と指定して徵発した、と読むのが素直な解釈であろう。また、「御堂関白記」の同日条には、「着座後寛泛駕」という記述があり、やはり「泛駕」と限定しているのに注目される。

以上の史料を踏まえると、平安時代において「はね馬」というのは、生気のとりわけ充実した駿馬という意味が込められていたようである。「はね馬」の障子とは、馬が跳ねているところを描く図であつたのと同時に、平安時代に特に珍重された一種の駿馬を描くものであつたと解釈できよう。

では次に、単に「馬形障子」とだけ記されている障子の図様について考えてみたい。実は、その実際の図様を判別する手掛かりはほとんどなく、近世の故実家がおそらく「禁秘抄」などの記述に基づいて復原したものと思われ、内裏造宮の際に用いられた土佐派の粉本に、騎馬唐人打毬と裸馬が描かれ、「清涼殿渡廊馬形障子」という記銘の入つたものが存在する〔図3〕⁽²¹⁾。また、裏松固禪が記した「鳳闕見聞圖説」には、「馬形障子之図」と題しこれと同様の図様の挿図が記載される。だが遺憾ながら、馬形障子の図様の手がかりを中世の資料類に求めることはついにできなかった。

『上代倭絵全史』において家永三郎氏は、「親信卿記」天延二年（九七五）四月八日条に「清涼殿東面廂以馬形立四方」という記事の存在から、馬形障子の起源はそれ以前になるとする。そして、『中右記』の記事で打毬図と馬形が区別されていることから⁽²²⁾、本来の馬形図は単独に馬形のみを描いたものではないかと推測する。また、馬形図は「全く唐絵の一畫題に過ぎない」とし、その淵源は中国にあるとする⁽²³⁾。だがその見解以上のものを新しくここ

に提示することはできない。

以上のように、「よせ馬」の障子や、「馬形障子」とだけ記されているものについては、文献からその図様についての情報を得ることができなかったが、「はね馬」の障子については、その表記の多様性と図様について考察を深めることができた。

さらにここで、絵巻物などに描かれた、馬を主とする画中画にも目配りしておきたい。たとえば十五世紀に描かれたとされる『芦引絵』（逸翁美術館蔵）第二巻において、画中画の衝立障子の図様は注目に値する〔図4〕。時代の隔たりが大きいため、この『芦引絵』の画中画が平安時代以来の「はね馬の障子」を踏襲したものであったと、即座に断定することには慎重にならなければならないと思うが、可能性はあろう。

そして、ここに描かれている馬とほぼ同図様の馬を描く襖障子を清涼殿の障子として描くのが、元応元年（一二三一九）に描かれた『高野大師行状図画』（白鶴美術館蔵）第四巻、「宗論事」である〔図5〕。ここでは、障子絵に布衣姿の人物が牽馬する図や騎馬する図が白描風に描かれる。この場面の清涼殿の描写は必ずしも正確でないことが指摘されるが、⁽²⁴⁾しかし全くの荒唐無稽なものを清涼殿の障子絵として描き込んだとも考え難い。この絵師が抱いていた、宮中の馬形障子やはね馬の障子のイメージが投影されているということではできよう。

同時に、このような図像から想起されるのは『隨身庭騎絵巻』（大倉集古館蔵）〔図6〕である。ここに描かれた馬は「はね馬」であったと見てよいだろう。「はね馬」を乗りこなすことが、自身の腕の見せ所であったはずだ。

また、ここで詳細に論ずる余裕はないが、他にも明らかに「はね馬」として描かれた図像が中世絵画に散見され、「はね馬」の図像が類型化して受け継がれたことがわかる。⁽²⁵⁾

(三) その配置

最後に、馬形障子が立てられていた場所がいかなるところであったのかを確認しておこう

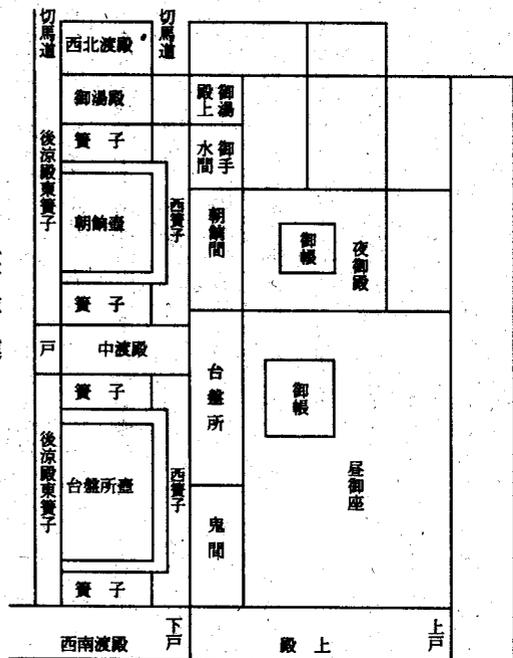
(挿図参照)。

渡殿とは、清涼殿と後涼殿を結ぶ廊で、西南渡殿・中渡殿・西北渡殿の三本が存在した。

「禁秘抄」の「渡殿」は、そこに記された「下戸」の位置から、西南渡殿を指しているはずである。また、「台盤所」の項に記された「長押二間」以下の記述は、中渡殿を指していると思われる。「禁腋秘抄」の「ヲチナゲシ」も中渡殿のことであると察せられる。一方、「古今著聞集」

の「はね馬よせ馬の障子」を立てた「渡殿」は、「又おなじ渡殿の北邊、朝がれいの前に」という記述を読むと、中渡殿であったと考えられる。つまり、「古今著聞集」と「禁秘抄」「禁腋秘抄」では、「渡殿」が示す場所が別なのである。馬形障子が存在したのは、西南渡殿と中渡殿の双方であったと読み取ることができる。

そして同じく馬形障子が立てられていたとされる台盤所と朝餉間は、天皇の居住空間であった⁽²⁶⁾。だが秋山喜代子氏によると、それと同時に、特別に入室を許可された者と天皇との私的な対面の場でもあったようである⁽²⁷⁾。



(挿図) 清涼殿平面図

馬形障子の位置とその主題の意味との関連などについては、さらなる検討が必要となろう。

以上、史料に登場する「馬形障子」について、その立てられていた場所、「はね馬の障子」の図様と「はね馬」という語の意味及びその表記についての考察をした。まだまだ不明な点多々あるが、今後の課題としていきたい。

おわりに

このように、宮中における馬を主題とした障屏画について、文献資料や画中画から復元的に考察することを試みたが、最後に今回の考察の成果から、室町時代以降の既図屏風との関連を少しばかり想定しておきたい。

既図屏風の現存最古の作例とされる御物本「図7」は、後の時代における同図様の作例も多く遺る、いわば既図屏風の規範的な作例である。御物本は、左隻と右隻で暴れ馬と静態の馬が描き分けられているが、このうち左隻の暴れ馬たちは、まさに「はね馬」であり、描かれた「はね馬」の系譜に連なるものとみられることのできるのではなからうか。また、既図屏風の一扇単位で独立した図様は、すでに古屏風との関連が指摘されているが、図様成立までの経緯をどこまでも辿れば、いつかは騎馬打毬図である大宋屏風に結びつくのかもしれない。

注

- (1) 主要なものとして、次の文献が挙げられる。吉田友之「中世雲母地障屏画の展開(一)」——御物本既図屏風一雙の場合——〔「藝術論究」一四 帝塚山学院大学美学美術史研究室 一九八七年〕、六一—六七頁。中島純司「既図太平記」〔「日本絵画史の研究」吉川弘文館 一九八九年〕、二二五—二三四頁。山根有三「既図屏風」解説〔「皇室の至宝1 絵画1」毎日新聞社 一九九一年〕、二二三—二三五頁。このうち吉田友之氏は、馬形屏風が伝統的

に平安・鎌倉期を通じて受け継がれ、それがやがて室町時代から江戸時代にかけて製作された既図屏風に変化したと推測している。

- (2) 真保亨「大宋屏風」解説(『皇室の至宝6 障屏・調度I』毎日新聞社 一九九二年)、二二二頁。
- (3) 『年中行事絵巻』住吉家模写本を見ると、わずかながら確かにそれらしき画中画が描かれている。ただし、『年中行事絵巻』の原本は万治四年(一六六一)に焼失したので、固禪が見たのも模本であったはずである。したがって、原本に大宋屏風が描かれていたという確証はない。
- (4) 『左経記』寛仁元年(一一〇一)十二月五日条、および『御堂閔白記』同日の条における陸奥交易御馬御覧の装束に関する記事を総合すると、紫宸殿において御座の背後に「馬形五尺屏風二帖」を立てたことが判る。いっぽう、『左経記』万寿三年(一一〇二)十一月二十八日条における陸奥交易御馬御覧において、紫宸殿に「大宋御屏風二帖」を立てたと記されており、その他の装束についても寛仁元年の際とほぼ同様である。
- (5) 家永三郎『上代倭絵全史』(高桐書院 一九四六年)、三一—三四頁。
- (6) たとえば田中一松氏は、「大宋の名は宋国渡来の図に則るがためであるとも云はれてゐるが源高明が西宮記にも既にその名が見えてをり、之を趙宋の国名に由来するものとすればその建国の最初村上天皇頃に渡来した図様と見なければならぬであらう」としている。田中一松「やまと絵序説」(『田中一松絵画史論集 上巻』中央公論美術出版 一九八五年)五九頁。(初出は『講座日本文学 一二』岩波書店、一九三三年)
- また、室町時代に編纂された『名目抄』雑物部では、「大宋御屏風」について、「按ズルニ、大宋ヲ或ハ太宗ニ作レルモノアリ、恐ラクハ誤ナラン、大宋屏風ノ名ハ、本ト宋國渡来ノ屏風ヲ模シタルヨリノ名ナルベシ」とある。室町期には大宋屏風が宋国に由来するものと信じられていたようだ。
- (7) 一条兼良が記した『江次第抄』(『江次第』の注釈書)には「大宋屏風唐人打毬也」とあり、『代始和抄』には「大宋の御屏風。唐人の打毬のかたちを絵に書きたる御屏風をいふ也」とある。
- (8) また、『上代倭絵全史』で挙げられているように、『小右記』万寿元年(一一〇二)九月十九日条、「殿曆」天仁二年(一一〇九)九月六日条には、いずれも高陽院競馬行幸の際に、「打毬御屏風」を立てるという記述が見出せ

る【表2】76・77)。いっぽう、同じ『小右記』『殿曆』でも、他日の記事では大宋屏風の語が使われる。あるいは内裏以外で使用された場合は、大宋屏風という名称は用いなかったのかもしれない。

(9) 福本雅一「中国における撃毬の盛衰と撃毬図屏風について」『学叢』二二 一九九九年)、とくに一七―二七頁。

(10) 福本氏によると、隋末の戦闘で、隋の重装騎兵が唐の李世民的軽装で敏捷な騎兵に翻弄され壊滅したとされ、また馬政の充実にしても、唐太宗が関わったようである。福本氏前掲注(9)論文、二〇―二二頁。

(11) また『江家次第』には、紫宸殿の一面を大宋屏風で囲んで天皇が着替えをする粧物所を設える、という用法も記される。たしかに家永氏の指摘の通り、朝儀の場に多く使用されている。

(12) 『案家録』は、江戸時代における雅楽全般に関する集成的解説書で、元禄三年(二六九〇)に成立した。

(13) 東京文化財研究所の「京都市芸術大学所蔵 土佐派絵画資料」の「別8」とする写真資料。

(14) とくで、愛知・本證寺本『聖徳太子絵伝』第一幅、太子が誕生し敏達天皇が抱く場面の背後に立てられた騎馬人物の屏風は、打毬杖を持っているのか定かではないが、大宋屏風を描いたものかもしれない。しかし、兵庫・鶴林本『聖徳太子絵伝』の同場面の画中画では背後に山水が描かれているなど、現在の大宋屏風に関する情報のみでは解釈できないものもあり、今後の研究課題としたい。

(15) この後にも、「馬形障子」をめぐる文章は、次のように続く。

陣座の上に、李將軍が虎を射たる障子をよせかけ、校書殿には、養由基が猿を射たる障子を寄立たり。これみな、いづれの御時よりといふ事をしらず。由緒かたがたおぼつかなし。閑院に大内を移されて後、よせ馬の障子並びに李將軍養由基が障子など、沙汰なかりけるを、四條院御時、西園寺相国禪門修理せられける時、頭中將資李朝臣申給て被立たり。いと興ある事也。此障子の繪本ども、鴨居殿の御倉にぞ待なる。建長造内裏のとき、繪所の預前加々權守有房、繪本をもたざりければ、取出してかかせられけり。昔、彼馬形の障子を金岡が書たりける。夜はなれて秋戸の萩をくひければ、勅定ありて、其馬つなぎたるていにかきなされたりける時、はなれず成にけりと申つたへ侍るは、まことなりける事にや。

(16) 「打毬」とあるからには、おそらく大宋屏風と同様の図様であったと考えられるが、現時点ではこの障子につい

て、それ以上の考察はできない。

(17) 「五節脩脱(五節の淵酔の時のならわしとして、公卿が袍の肩を脱いで、所々をねり歩くこと)の如く、近頃は馬を引く絵であるが、これは僻事であり、宗忠公記(中右記)では打毬騎馬唐人の絵とのことである」と読めるが五節脩脱と馬を引く図様との関係も判然とせず、また、現在公刊されている「中右記」ではその該当箇所が見出せないで、今回は遺憾ながらこの割注を解釈することはできなかった。

(18) 「はね馬・よせ馬」について安村敏信氏は、前脚を跳ね上げた馬が「はね馬」、後脚を跳ね上げた馬が「よせ馬」にあたるのではないかと推測しているが、とくに明確な根拠は示されていない。安村敏信「躍動する馬たち」(展覧会図録「駆けめぐる馬たち——馬と人が出会う場所——」馬の博物館 二〇〇三年)、一〇頁。

(19) 「侍中群妻」は、著者・成立期ともに不明であるが、「国史大辞典」における森田佛氏の解説では、書中に撰闕期の年号やそのころ活躍する人物名が散見し、最新の年号が延久三年(一〇七二)であることから、成立時期を推測する手がかりが得られそうであるとされている。

(20) 「兵範記」仁安二年(一一六七)十一月十四日条には、「馬形春馬障子併撤却、置後涼殿塗籠」という記述がみえ、仁安三年四月三日条にも「春馬々形障子押後涼殿戸前」という記述がみられる。

(21) 寛政二年(一七九〇)の年記があるものと、安政二年(一八五五)の年記があるものの二種が存在し、いずれも全く同一の図様である。

(22) 「中右記」天永三年(一一二二)十月十九日条、新造大炊殿内裏渡御の記事に、「朝干飯壺布障子、皆悉畫馬形里享多相具打毬也、仍俄可畫打毬圖之由、下知繪師信員、則畫圖了、令立替」という記述が見られる。朝餉間の布障子が馬形であったのに対し、「打毬を具える」のが里内裏の通例であるので、絵師信員に命じてわざわざ描き直させた、という内容である。

(23) 家永氏前掲注(5)著作、二六—二九頁。

(24) 「弘法大師伝繪卷」(角川書店 一九八三年)における塩出貴美子氏の解説では、「広廂と童子縁の板の方向は南北であって、図のような東西方向ではない。また広廂と母屋の境は御簾と葎戸であって襖障子ではない」という指

摘がある。同書、一八一—一九頁。

(25) たとえば、『弘法大師行状絵詞』（京都・東寺）第十二巻のように、天皇・上皇の行幸場面で、整然とした行列と対比させるようにして、「はね馬」とそれを制する隨身をあえて描くことが一種の定型表現となっている。また、そこに描かれた隨身と馬の姿態には、『隨身庭騎絵巻』や、馬の博物館などに所蔵される『騎馬図巻』といった、騎馬人物の図像集的な画巻と同一の図像が見られる。このような現存の作例に見られる「はね馬」の図像の問題については、稿を改めて論じる予定である。

(26) 台盤所は、女房の詰所であるのと同時に、天皇への取次ぎの場であったとされ、朝餉間は、台盤所で奏事を取り次いだ女房がそれを天皇に伝える場であったとされる。

(27) 秋山氏は、台盤所と朝餉に入室できる男性は、摂関や外戚、乳父といった天皇と親密な関係にあって、「入立」という特別な許可を得た者に限られていたとしている。秋山喜代子『中世公家社会の空間と芸能』（山川出版社、二〇〇三年）、第一部第一章「台盤所と近臣・女房」参照。（初出は、『お茶の水史学』三七—一九九三年）

本稿は、平成十八年に大阪大学大学院に提出した修士論文の一部に加筆修正を加えたものです。本稿執筆に際し、大阪大学大学院・奥平俊六教授、大阪大学総合芸術博物館・泉万里教授に御指導を賜りました。末筆ながら深謝申し上げます。

なお、本稿校了直前に『二〇〇五年度 鹿島美術研究』が上梓され、そこに吉田さち子氏の「大宋屏風研究——宮中儀式に用いられた屏風の製作と使用・画題の分析——」が掲載されていることを知った。本稿と一部重複する考察もあるが、論としては別個の内容であるので、そのままの形で発表することにした。

（大学院博士後期課程）

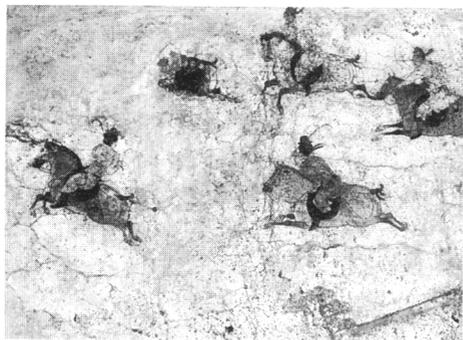


図1 『馬毬図』部分
(章懐太子墓・墓道西壁)

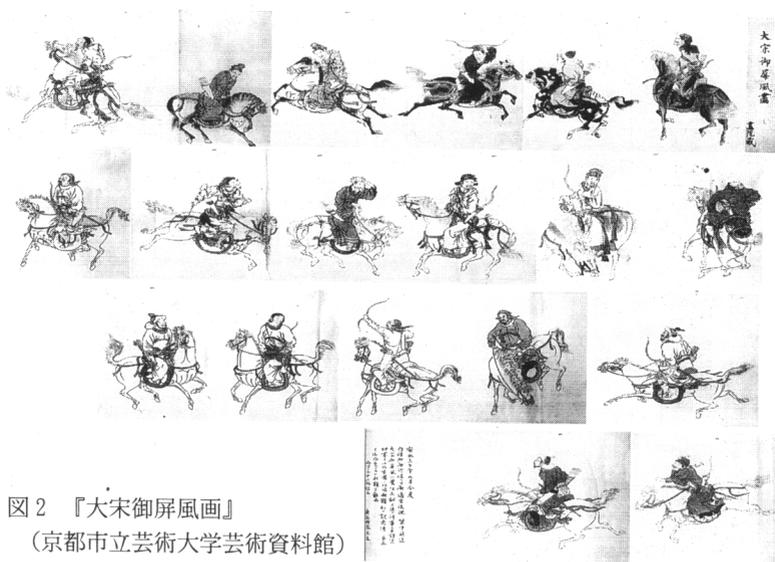


図2 『大宋御屏風画』
(京都市立芸術大学芸術資料館)

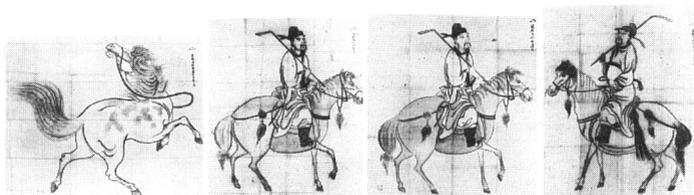


図3 寛政二年内裏造宮粉本「馬形障子」(京都市立芸術大学芸術資料館)

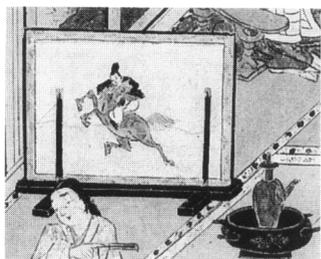


図4 『芦引絵』第二卷
(大阪・逸翁美術館)

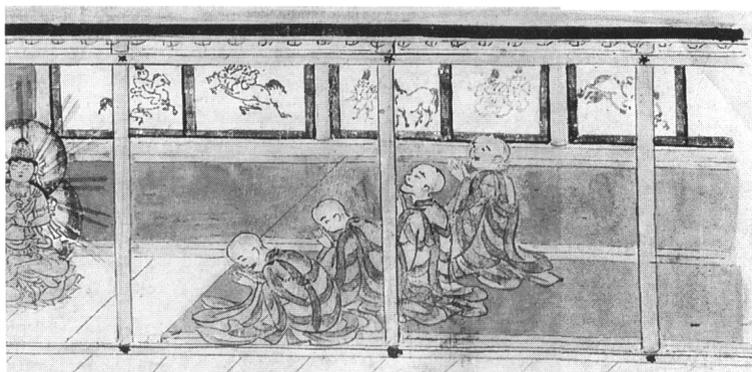


図5 『高野大師行状図画』第四卷
(兵庫・白鶴美術館)

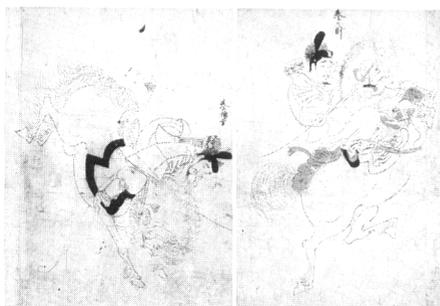


図6 『隨身庭騎絵巻』部分
(東京・大倉集古館)

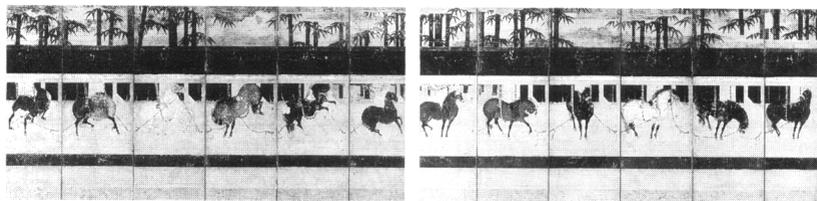


図7 『厩図屏風』(宮内庁三の丸尚蔵館)

SUMMARY

“Taisō Folding-Screen Paintings” and “Umagata-Shōji”

Takeshi KANEKO

The purpose of this paper is to examine *Taisō* folding-screen paintings and *Umagata-shōji*, both were displayed in the *Dairi* (Imperial Palace) at the Heian and Kamakura period. Those two share certain similarities in that both dealt with horses.

In the first point of the paper, I examine that *Taisō* folding-screen paintings portrays people playing *Dakyū* (polo game), and its name *Taisō* comes from Taizong who was the Emperor of the Tang dynasty. The careful research on *Gōke-shidai* and other documents in Japan in medieval times, moreover, shows evidence that the folding-screen paintings was used for ceremonies held in the presence of the Emperor.

In the second part, based on my observation several historical materials, I specify where *Umagata-shōji* was. On the other hands, we will touch on *Haneuma-no-shōji*, which appears in *Kokon-chomonjū*. *Haneuma* (wild horse) at the Heian period, however, had been considered as a something symbolic. In other words, *Haneuma* is completely different from an ordinary horse. It was also found through several *gachūga* (pictures depicted in paintings) that *Haneuma-no-shōji* describes the character managing wild horse.

キーワード：大宋屏風，打毬，馬形障子，はね馬の障子，画中画